

JAS法の品質表示基準に係る指導の件数等

平成27年6月
消費者庁
農林水産省

JAS法の品質表示基準に係る国(消費者庁及び農林水産省)による平成26年度下半期(26年10月～27年3月)の指導の件数等は以下のとおりです。

(単位:件数)

指導	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合計	(参考)	
				指示	命令
25年度	210	230	440	14	0
26年度	200	204	404	14	1

指導:「JAS法に基づく指示・公表の指針」に照らし、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方策を講じている場合に行う行政指導

指示:「JAS法に基づく指示・公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導(JAS法第19条の14第1項)

命令:指示を受けた事業者が正当な理由がなく、その指示に係る措置をとらなかった場合に行う行政処分(JAS法第19条の14第4項)

<指導の品目区分別の状況>

	指導 件数	品目区分数									
		生鮮食品計					加工食品計				
		農産物	米	畜産物	水産物	農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品		
H25下半期	230	122	52	13	18	39	125	46	12	49	18
H26上半期	200	94	30	11	28	25	115	35	13	55	12
H26下半期	204	92	33	6	18	35	122	54	13	38	17

注:一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

<指導の主な違反区分別の状況>

	指導 件数	主な違反区分				
		名称の 誤表示・欠落	原材料名の 誤表示・欠落	原産地の 誤表示・欠落	期限表示の 誤表示・欠落	その他
H25下半期	230	20	60	107	18	42
H26上半期	200	15	54	88	16	36
H26下半期	204	15	51	100	24	24

注:一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、違反区分の合計は指導件数と一致しない。

注:原産地の誤表示・欠落には、加工食品の原料原産地及び原産国の誤表示・欠落を含む。

<指導の対象となった事業者による情報提供の方法>

	指導 件数	計	社告	ウェブサイト	店頭告知	手紙等
H25下半期	230	247	0	43	165	39
H26上半期	200	209	0	36	144	29
H26下半期	204	214	0	39	131	44

注:一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに情報提供の方法を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

(※) 資料

平成26年度下半期における指導の状況:資料1

平成26年度下半期における指導の分類:資料2